

平成25年第15回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成25年12月18(水)

午後4時00分 開会

午後5時20分 閉会

場所 教育委員会室

■議案

議案第19号

松阪市文化センター条例施行規則の一部改正について

議案第20号

松阪市子ども支援研究センター規則の一部改正について

議案第21号

松阪市嬉野中央研修センター管理運営規則の一部改正について

議案第22号

松阪市三雲軟式テニスコート条例施行規則の一部改正について

■報告事項

- 1 松阪市小津安二郎青春館長の委嘱について
- 2 阪内川スポーツ公園公金収納事務の委託について
- 3 平成26年度松阪市小中学校教職員人事異動について
- 4 平成25年度いじめ問題等への取組状況及び児童生徒の状況調査について
- 5 児童生徒の問題行動について
- 6 松阪市図書館改革推進事業プロポーザル審査委員会設置要綱について
- 7 教育委員会委員の任命について

■その他

- 1 平成25年11月議会について

委員長 ただ今から、平成 25 年第 15 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 それでは、議案第 19 号「松阪市文化センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 別表の 1 から 3 の前にある楽屋等の表記ですが、あとの表では単位円となつていますが、同じように単位円と理解してよろしいでしょうか。

事務局 単位円ということですのでよろしくお願いします。

委員 それから先程の誤植の部分ですが、新旧の改正後の下線が引かれているというところが誤植になるのでしょうか。

事務局 改正後の反響板が正しいということになります。板という漢字が、改正前には版画の版になっておりましたので、3 箇所改正させていただきました。

委員 参考までに土日 1 日借りた場合はいくらぐらいになるのでしょうか。

事務局 時間の区分が 9 時から正午までと 1 時から 5 時まで、夜間は 6 時から 10 時までの区分となっております。一般使用の場合を申し上げますと、平日と土日休日とわけており、文化会館の場合、消費税 5 % の場合の金額になってしまいますが、18,060 円ということになります。土日で一般使用の場合に 9 時から夜 10 時まで使っていただくと 72,450 円かかってきます。需要の多いコミュニティ文化センターにつきましては、午前中

が 6,510 円でございます。夜間の 6 時から 10 時までは 13,020 円でございます。9 時から夜 10 時まで使っていただくと 27,720 円となります。

委員長 楽屋等の部分で午前 9 時から正午まで 840 円となっておりますが、この時間帯でこの値段ですか。それとも 1 時間単位になるのでしょうか。

事務局 1 時間単位の金額ではなく、午前 9 時から正午までの 3 時間での金額となります。

委員 これも土日等で金額が違うのでしょうか。

事務局 ホールについては平日と土日祝日の金額が変わっておりますが、付属設備につきましては、同額になります。

委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 19 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 19 号は可決いたしました。

委員長 次に、議案第 20 号「松阪市子ども支援研究センター規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 先程の説明と同じで消費税の変更によって改正ということによろしいですね。

事務局 そのとおりです。

委員 先のことになりますが、10%になった場合また改正を行うということですね。

事務局 そうなった場合は今回のように改正させていただくことになります。

委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

委員 減価償却等がなくなった段階でもこの金額で行く予定なのでしょうか。

事務局 その方向で考えております。

委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第20号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第20号は可決いたしました。

委員長 次に、議案第21号「松阪市嬉野中央研修センター管理運営規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委　員 　嬉野中央研修センターは、使用料金については土日等の平日との差はあるのでしょうか。

事務局 　ありません。

委員長 　0から8とおっしゃられました。今まで消費税がかかっていなかったという理解のもと、おそらく他の施設は5%から8%ということで、3%分の金額を添加されているかと思いますが、いきなり8%となりますので、問い合わせ等あった場合にしっかり説明いただきたいと思います。

事務局 　周知の方法にも関わってくるかと思いますが、窓口の方にお知らせをさせていただくと共に、申請の際に団体毎にご説明させていただき、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 　その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第21号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第21号は可決いたしました。

委員長 　次に、議案第22号「松阪市三雲軟式テニスコート条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

- 委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。
- 委員長 現在使用料を記載いただいている部分を削除して、その都度手で記入していただくということによろしかったでしょうか。
- 事務局 そのとおりでございます。
- 委員長 料金が上がった場合にしっかり説明し、納得いただいた上で記入していただくということですね。
- 事務局 そのとおりでございます。
- 委員長 例えば軟式テニスコートの場合は先を見越してあえて金額をはずしておりますが、それ以前ご説明いただいたものはその都度金額の訂正をしていただくということで説明いただきましたが、一貫性を持たせるという部分で統一した方がいいのではないのでしょうか。そのあたりの見解をお聞かせください。
- 事務局 今回の改正については様式の中の金額の変更ということで、スポーツの他の施設につきましては、既に金額が書かれておらず、今後の改正も視野に入れまして全て空白にさせていただきました。
- 委員長 三雲の軟式テニスコートの件は様式の中の金額を削除しており、他の件については規則の中に金額が明記されており、それを改正していくというように理解させていただいたらよろしいでしょうか。
- 事務局 三雲の使用料に関しては条例がございまして、その中で使用料を決定しております。これにつきましては先の議会において承認いただきまして、議決しております。他のスポーツ施設はこのような形で金額が入っておりませんので、その都度記入していくという形になっており、この形に統一させていただいたということになります。
- 委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 22 号を可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 22 号は可決いたしました。
議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 7 を
事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委 員 昨年度は 10 名の小中間の交流があったということで、学校の方では
何%程度等の目標は特に設けてはいないのでしょうか。

それからもう一点ですが、小中学校の問題行動についてですが、窃盗
万引きが表を見ますと随分低年齢化してきておりますが、こういった部
分がもう少し考えていかないと窃盗万引きというのはひっばられて嫌で
も上のものに来いと言われてということもありますので、注意してい
ただかないといけないかなと思います。

それからもう一点ですが、調査結果の資料ですが、こちらの表に出
てくる数字は資料の数字とは違うようですが、どこから出てきた数字な
のでしょうか。実際に発生した数字とアンケートをとった数字になるの
でしょうか。

事務局 まず人事異動の方ですが、%は設定しておりません。昨年度は全員で
204 名の異動があり、その内 10 名がという状況です。また、万引きが低
年齢化している件ですが、ご指摘のとおりでございます。簡単な虞犯
行為がその後重大な状況に陥る一部だと認識しておりますので、この部
分についてはいろんな形でなくすように各校に通知もし、また心のケア

を図るためのハートケア相談員の配置であったり、巡回指導員である等の派遣をしながら対応しております。問題意識としては、この行為が増えてくるのが先の大きな問題行動につながるという指摘いただいたとおりでございます。また、いじめの16件でございますが、記名方式のアンケートから出てきたどの事案かというのをきちんと精査した数字になります。アンケートの中は14件で他が2件あったとご理解いただければと思います。この多くはこのアンケートと共に一昨年度絆を深めるということで、子ども同士がいじめをなくしていこうという取り組みが中学校区を中心として広がってまいりました。そういった中からいじめに関する認識と申しますか、今までは見過ごされてきたこともおかしいんじゃないかということでアンケートに書いてくる子が増えてきました。その中でこの16件という形で多くなってきたのではないかと考えております。

教育長 今の数字に関してですが、9月現在ですね。この表で見ると9月現在の小学校は16件、中学校は15件ということで数字と合うので、締切の違いということですね。

事務局 そのとおりです。この時点での数値となります。

委員 新聞にいじめの問題はとても複雑なので、いじめを受けている子ども達へのケアというの也被言われてきたわけですが、加害側の必要にいじめを繰り返すような子ども達に対して、その子ども達の心理的な問題がいろいろあるであるとか複雑な事情を抱えている等、そちらのケアも例えば臨床心理士等が参加するなどの必要があるのではないかという記事が大きくなっていましたが、両者に対する教育的な配慮が議論になったりという機会はありますでしょうか。

事務局 いじめられた子は心のケアを図るであるとか、心の課題に対して適切なスクールカウンセラーや相談活動等を従事していきます。また、加害者も今ご指摘いただいたとおり、いろんな思いを抱えております。経済的なことであったり、家の中でその子の存在感がなかったり、あるいはその子にはいじめるという意識がなくても、表現方法がわかりにくかったりという事例もございますので、加害者の児童生徒に対して寄り添う。特に見守りという観点で、事案が謝って解決、そういった状況を設定した後、しっかり教職員も、加害者も被害者も両方とも子どもを見守り適

切に声掛けを集中的にしていく。今研修会の中でご指摘いただいたようにいじめられている側の指導支援と、いじめた側の必要な適切な指導のあり方が研修会の中でも話題になっております。

教育長

いじめ防止対策推進法が6月、そして9月に施行になっており、今回の法律の中でいじめをした生徒に対して、今までと違った視点として、いじめをした生徒自らいじめをなくしていく取組の当事者にしていくという、そういったいじめた側にしっかり関係者が集まりながらその子の今後を含めていじめ防止に努めていくということがひとつ法律の中にうたわれております。いろんな警察との連携であるとか、スピーディーに対応できるような仕組みを市の中に作っていきなさいという、いじめ問題連絡協議会という市の中に外部の方をいれながら、早急に対応できるような組織をしていきなさいというものです。市の場合はハートケア相談員がおりますので、その方を中心とした、必要な委員をそこへ入れていただきこれからそういった組織を作り対応できるような形になっていくかなと思っております。国の方からいじめ防止基本方針が出ております。方針を基にして県、市は作ることに努めるという努力義務がありますが、学校は作らなければならないと法律の中に義務付けられております。来年度からいじめ防止のためにどういう方針で臨んでいくかということを経営の中に位置付けながら、学校の組織の中にもそういったことがわかるような位置付けをしていく必要があるかなと思います。この教育委員会もこれから県のそういった方針を見ながら市も作っていかなくてはなりませんし、各校にそういったものを示しながら、学校が基本方針を作るようにしっかりしていく必要があるかと思っております。来年度のどこかで完成させていきたいと思っております。

委員長

LINEでのトラブルを報告いただきましたが、やったことがないのでよくわかりませんが、コミュニケーションツールとしては、有効に使える非常にいいのかなと思うのですが、例えば保護者の方々のママ友など、LINEを誰かが打って、返答が遅いと仲間はずれにされるということをよく聞きます。大人がそういう状況の中で、子どもに対してはたして適切な使い方の指導ができるのか。そういった点で非常に疑問に思いますし、子どもたちも一緒に携帯をいじってばかりで、学校から出されたワーク等をせずして携帯をいじっているの、順番が違うんじゃないかということ、すぐ返さないととすぐ言います。そういったことで仲間はずれや、

ゆくゆくはいじめに繋がっていく可能性も往々にあるかと思っておりますので、LINE の使い方はご指導いただいていると言っていたいただきましたが、繰り返し適切に使っていただくような形で学校の方からも指導を続けていただきたいという要望になります。

委員

小学校の中でも同様に LINE を介しての問題はあるかと思っております。小学校の中でも全体の指導はされていると思っておりますが、いじめや問題行動等というのは家庭的な背景がすごく問題になってくるものがたくさんあると思っておりますが、先生達が一生懸命ケアをしていただいておりますが、家庭の問題として中々受け入れてくれないご両親がいるかと思っておりますが、そういった場合大変だと思っておりますが、どういう風に乗り越えていっているのでしょうか。

事務局

コミュニケーションツールは非常に便利なものです。ただ友達間が固定されたり、非常に閉鎖的です。以前のように 2ch のようにパトロールしていればチェックができるというそういった制度があり、市でもやっておりますが、LINE は閉鎖されておりますので、中々中身がわからず、消すのにも時間がかかるということで、これについては生徒指導連絡協議会において、県集会を充実させて各校での指導も力をいれております。今お話ありました家庭の中での課題が、子どもに影響を与えることが本当に多いです。ひとつの事例として、統合失調症であるとか精神障害を抱える子どもの指導ということで三重大学の方と一緒にどういう指導が適切なのかという研究を一緒になって進めています。また、ハートケア相談員やハートケアサポートチーム等、関係者が集まってケース会議を持ちます。関係者というのも教育委員会だけではなく、福祉や児童相談所の関わりである家事相である等、状況に応じて医学や福祉の方からも支援員のような方も来ていただいたり、学校だけでは対応できない生活保護の申請等の申請制度を適用する等の非常に難しい問題はケース会議を開いて松阪市全体で各校を支援しているのが現状です。丁寧に関係機関が連携を取りながら、子ども支援研究センターの相談窓口であるとか育ちサポート室の窓口であるなど、それぞれの窓口がそれぞれの専門性を活かしながら、そういった課題に適切に対応しています。それでも解決せずに現場の先生が非常に困っており、先生の心のケア、メンタルヘルスの部分でも支援ができればと思っております。

委員

関連してですが、ネットのいじめだけでなく、様々な被害に合うなど、

発達途上にある子ども達がネットの危険を知ったり、使い方のルール・マナー等の IT リテラシーというようなことを組織的に授業等で訓練する必要がある等の議論がされておりますが、なかなか大変だと思いますが、ネットをめぐる指導、教育については市では何か考えておりますか。

事務局

技術科のカリキュラムの中で、ネチケットの勉強であるとか、ビデオ等の教材が出ております。三雲中学校で今 ICT を取り入れて授業研究をしていただいております。今ご指摘いただいたインターネット上のトラブルの回避や対応等を合わせてしていただいております。そうするとネット上のトラブルに巻き込まれる率は非常に下がっています。ご指摘いただきましたように系統的に、継続性をもって対応していかなくてはならないと思っております。三雲でいろんな教材も開発していただいておりますので、他の学校でも活用していきたいと考えております。

委員

予防的には小学校の中学年くらいから繰り返し訓練や仮想体験等をしていかないと身に付かないかなと思っておりますが、親よりも子ども達の方がずっとなじんでいるケースがありますよね。スマートフォン等に限らずにゲーム機も含めてネットに繋がっていなくても少しはできていきますので、保護者の目も先生の見も届かない所が日常生活の中にあたりしますので、小学校の早い段階から教育の対象にする必要もあるのではないかと思います。

事務局

おっしゃるとおり GPS 機能をつけるということで、小さい子に防犯上の理由で持たすということが多いです。担当者の中でも出きるだけ制限をかけるようにしているようです。ご指摘いただいたようにスマートフォンだけでなく、ゲーム機等の使い勝手も覚えておりますので、指導の必要があると思っております。ただ、難しいのは本来学校に教育活動で必要でないものですので、学校の中で適切に使い方を指導すべきなのか、特に低年齢化してもっていない子もいるなか、どういう指導が適切であるのか等、検討が必要な部分もあるかと思っております。ご指摘いただきましたように、保護者にこういう危険がある等、知らせる必要があるかと思っております。例えば小さい子に携帯を持たせる時に、親の名義で契約しますとこれは非常に危険なことです。携帯の登録番号によって年齢がわかってきますので、それによって入れないシステムもあるようです。ところが親の名義で契約しますとそこへ入っていける状況になります。一つは保護者への啓発。保護者と一緒になって指導をしていく。家庭の役割と

しての指導の方法や、学校として具体的にどうしていくか等低学年になればなるほど、もう一度原点に立ち返った指導が急務であると思っております。発達年齢、学年に沿った指導の在り方というのも研究をし、進めていかなければならないと思っております。充実したものとなるよう今後も努力していきたいと思っております。

教育長

今話題に出ていることは本当に松阪市でも大きな課題としていかなければならないと思っております。一番大きな問題は大人が知らないということです。LINE で子ども達がどんなことをやっているのか。どんなことが行われているのかという犯罪に子ども達が巻き込まれていくことがたくさんありますよね。どういう風に犯罪に巻き込まれていくのかという怖さを大人が知らなければなりません。LINE についても、使えばおもしろく便利ですので、大人が使い方を知る必要があるのかなと思っております。情報リテラシーのことを出させていただきましたが、技術科の授業もそうですが、全ての教科の中で、子ども達が自分にとって有益な情報を自分の中で認識し、受け入れるものは受け入れ、排除するものは排除し、近寄らないものは近寄らない等そういう力をつけていく必要があると思っております。それが一番の課題であるかなと思っております。ICT で松阪市がいろんな学校へ広めていくという状況の中、一番大事に押えておかななくてはならないと思っております。

委員

情報技術の問題ではなく、情報態度の問題かなという気がしますね。

教育長

ある面では規制も必要だと思いますが、規制すればそれをかいくぐる方法が次から次へと出てきますし、そういった規制で守るということと同時に自分で有益な情報を判断できる力をつけていく必要があると思っております。

PFI について事務局より簡単に説明をお願いします。

事務局

建築工事や改修工事をしたりする場合に、今までの方法ですと、行政の方が設計業務を依頼し、後は施工業者に建築関係の改修なり建築を頼み、建物ができてから維持管理は維持管理で管理会社へ毎年契約し、管理会社に頼んでいました。図書館を指定管理等で運営を外部へ委託するという部分を今までは別々に発注しておりましたが、PFI ですと設計、施工、維持管理、運営をひとつの目的会社とありますが、いろんな会社が集まり目的会社を設定していただきます。その会社が全てをやってしま

うということで、大体期間的には平均して 15 年から 20 年の期間を PFI の会社に、最初の設計の段階から管理運営までの 15 年間程度を出してしまおうということです。メリットとしましては、建築工事の際に、年度にお金がかかってしまっていた部分を 15 年間の平準化にする等、15 年間の契約をすることによって、管理経費のコスト軽減が出来るということで、PFI というのは行政サービスというか運営までを考えて発注していくという部分になります。全国的に国の方も民間の資金も活用したやり方ということで、導入を進めていただいております。松阪市としては初となりますが、できるかどうか前向きに検討していきたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項 1 から 7 は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項 1 から 7 は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成 25 年 1 月 29 日（水）午後 2 時 30 分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第 15 回松阪市教育委員会定例会を終わります。